

告 示

埼玉県告示第九百三十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十九年八月十七日付けで、次のとおり処分した。

平成二十九年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
株式会社 センチ ム	岡村隆洋	埼玉県川口市 栄町三丁目十 一番十五号	七日間の業務の全部停止